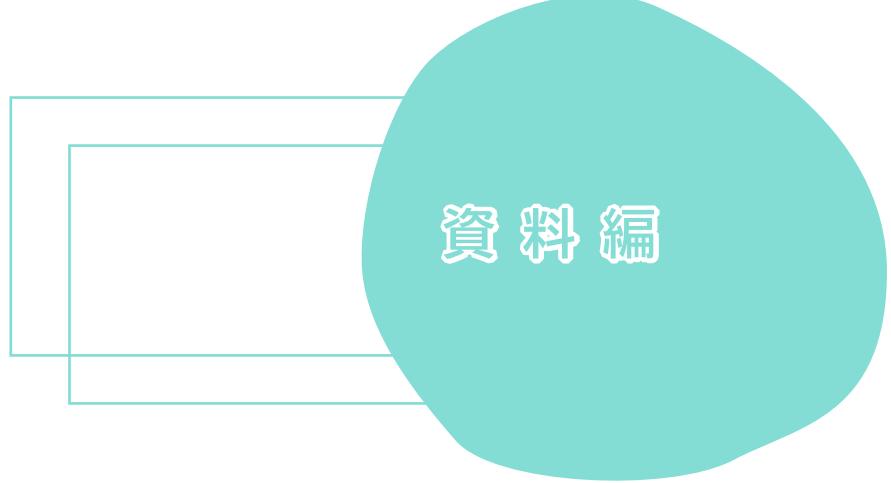


資料編



資料編

1 石狩市環境基本条例.....	56
2 石狩市環境審議会での検討経過.....	63
3 いしかり eco 未来会議（市民会議）での検討経過.....	66
4 パブリックコメント開催結果.....	67
5 市民・事業者アンケート結果.....	67
6 各種環境基準.....	79
7 持続可能な開発目標（SDGs）のゴールと5つの分野との関係...	86

1 石狩市環境基本条例

平成 12 年 10 月 4 日条例第 49 号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第9条—第 35 条）

第3章 環境審議会及び環境市民会議（第 36 条—第 38 条）

附則

私たちの石狩市は、日本有数の大河石狩川が日本海にとうとうと注ぐ石狩平野の西端に位置している。海と川とに代表されるこの地の自然は、はるか昔から、ここに住む人々に、生活の糧や美しい景観などの豊かな恵みをもたらし続けてくれた。

こうした自然の恵みを活かしながら、時には過酷な自然と闘いながら、石狩市は、農漁業を中心古くから栄えてきた。さらに近年は、日本経済の伸長を背景とする石狩湾新港地域の開発等により、多様な産業が集積し、人口が急激に増加するなど、著しい発展を続けている。これに伴い、私たちの暮らしも飛躍的に便利で快適なものとなった。

しかしながら、石狩市と我が国に進歩と発展をもたらした都市化の進展や経済活動の拡大は、一方では資源の浪費や環境への負荷の増大を招いた。これらの事象は、今日、人々の身近な環境に様々な影響を及ぼすだけにとどまらず、私たちの生存基盤である地球環境さえも脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、恵み豊かな環境の下に、健康かつ安全で文化的な生活を享受する権利を有するとともに、この環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

今こそ、経済活動を優先した大量生産、大量消費、大量廃棄型のこれまでの生活様式を見直し、人と多様な動植物が共存することができる、環境への負荷の少ない社会を築くために、行動を起こさなければならない。

そのためには、先人たちの営みから環境への配慮についての知恵を学んだり、子どもたちの豊かな感受性を育むなどのことを通じて、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じた責務を自覚し、環境の保全及び創造に向けて自ら取り組むとともに積極的に協力していくことが必要である。このような認識の下に、私たちは、一人ひとりが主人公となって潤いと安らぎのある環境未来都市石狩を実現するとともに、これを将来の世代に継承していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、市、事業者及び市民が協力して取り組むための基本理念を定め、並びにそれぞれの責務を明

らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康かつ安全で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第9条において同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康かつ安全で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐように適切に進められなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じた責務を自覚し、三者の協働の下に自主的かつ積極的に進められなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人と多様な動植物との共生を基調とし、生態系を適切に保全するとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成に向けて適切に進められなければならない。

4 地球環境保全は、人の活動による環境への負荷が地球規模に及んでいることを市、事業者及び市民が自らの問題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造に関し、市域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を実施するに当たっては、率先して環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるように必要な措置を講

する責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に係る環境の保全及び創造に関する情報を自主的に提供するように努めるとともに、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努め、及び市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(石狩市環境白書)

第7条 市長は、毎年、環境の保全及び創造に関して講じた施策、環境の状況、環境への負荷の状況等を明らかにするため、石狩市環境白書を作成し、これを公表するものとする。

(環境月間)

第8条 市民及び事業者（以下「市民等」という。）の間に広く環境の保全及び創造についての关心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、毎年の6月を環境月間とする。

2 市は、環境月間の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第9条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を実施するものとする。

（1）市民の健康と安全を守るとともに快適な生活環境を保全するため、公害を防止し、自然環境を保全するなどの措置を講ずることにより、環境の保全上の支障を未然に防止すること。

（2）多様な野生動植物が生息できるように生態系を保全するとともに、森林、緑地、海、川、農地等の多様な自然環境及び良好な自然景観を地域の自然的・社会的条件に応じて適正に保全すること。

（3）自然の保護と回復を図るとともに、人に潤いと安らぎを与える豊かな自然との触れ合いを維持し、及び創出し、並びに地域に調和した歴史的・文化的遺産を保全すること。

（4）市、事業者及び市民の協働の下に、廃棄物の発生の抑制、多様なエネルギーの利用及び資源の効率的かつ循環的な利用を推進することにより、持続的発展が可能な社会の形成及び地球環境保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第 10 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向
- (3) 前2号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策の推進に必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、石狩市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更するときも、また同様とする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(施策の実施のための計画)

第 11 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に実施するため、市が環境基本計画に基づき中期的に実施する施策に関する計画を策定しなければならない。

2 市長は、前項の計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、石狩市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更するときも、また同様とする。

3 市長は、第1項の計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(環境影響評価の推進)

第 12 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制的措置)

第 13 条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第 14 条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減に資する施設の整備その他環境の保全及び創造に関する市民等の活動を促進するため、必要な経済的助成の措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、市民等に適正かつ公平な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための施設の整備)

第 15 条 市は、廃棄物処理施設、下水道終末処理施設その他の環境の保全に関する公共的な施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適切な整備及び適正な利用のための事業を推進するものとする。

(廃棄物の発生及び資源の消費の抑制)

第 16 条 市は、環境への負荷を低減し、及び資源の消費を抑制するため、廃棄物の減量化及び資源の循環的利用を促進するとともに、未利用エネルギー等の有効活用を推進するものとする。

2 市は、積雪寒冷な本市において前項に掲げる目的を達成するためには特に冬期間における対策が重要であることにかんがみ、暖房用工エネルギーの消費の抑制を図るとともに環境への負荷の少ない総合的な雪対策に関する調査研究を推進するものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 17 条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林、緑地、農地等の保全)

第 18 条 市は、多様な野生生物の生息環境を保全し、並びに大気及び水質の浄化その他の環境保全機能を維持するため、地域の特性に応じて、森林、緑地及び農地の保全並びに緑化の推進に努めるものとする。

(海浜植物の保護及び回復)

第 19 条 市は、市民等と協働して、海浜地域特有の気候及び風土の下に生育する海浜植物を保護し、及びその他の回復を図るものとする。

(水環境の保全、回復等)

第 20 条 市は、海域、河川等の良好な水環境及び健全な水循環機能を保全し、及びその回復を図るとともに、市民が水に親しむことができる環境を確保するものとする。

(生態系と共生する農漁業の振興等)

第 21 条 市は、環境への負荷が少なく、かつ、生態系と共生することができるような農漁業の振興に努めるとともに、自然資源の持続的利用を推進するものとする。

(景観の保全等)

第 22 条 市は、地域の自然と調和した景観及び歴史的文化的遺産を保全し、及び保存するとともに、その活用に努めるものとする。

(美観の保護、創出等)

第 23 条 市は、廃棄物の散乱及び不法投棄を防止するとともに、まちの美観を保護し、及び創出し、並びに清潔で衛生的なまちづくりを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。(環境の保全に関する教育、学習等)

第 24 条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、市民等の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興を図るものとする。

2 前項の場合において、市は、特に次代を担う児童及び生徒を対象とした措置を講ずるように努めるものとする。

(市民等の参加機会の確保と意見の反映)

第 25 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たっては、市民等が参加する機会を確保するように努めなければならない。

2 市は、環境の保全及び創造に関する市民等の意見を、施策に反映させるように努めるものとする。

(自発的活動の推進)

第 26 条 市は、市民、事業者又はこれらが構成する団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が推進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集、提供及び公開)

第 27 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習並びに市民等の自発的活動の推進に資するため、環境の保全及び創造に関する必要な情報の収集、提供及び公開に努めるものとする。

(事業者の環境管理に関する取組の促進)

第 28 条 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷を低減するよう自主的な管理を行うことを促進するため、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(化学物質等に係る措置)

第 29 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、人の健康を損なうおそれのある化学物質等について情報の収集、提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査、研究、監視等の体制整備)

第 30 条 市は、環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

2 市は、環境の状況を迅速かつ的確に把握するため、必要な監視及び測定の体制を整備するものとする。

(協定等の締結)

第 31 条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、必要に応じて、事業者と事業活動に伴う環境への負荷の低減に関する協定等を締結するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第 32 条 市は、市域外への環境への負荷の低減に努めるとともに、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、国等が市域内の環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとするときは、環境の保全及び創造に関する市の施策と整合を図るように国等に協力を求めるものとする。

(財政的措置)

第 33 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 34 条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を、市民等との協働の下に推進するための体制を整備するものとする。

(地球環境保全に資する施策の推進)

第 35 条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国等と連携し、環境の保全及び創造に関する情報の提供、技術の活用等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会及び環境市民会議

(環境審議会)

第 36 条 環境基本法（平成5年法律第91条）第44条の規定に基づく合議制の機関として、石狩市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

（1）環境基本計画に関すること。

（2）環境の保全及び創造に関する基本的事項

（3）前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属せられた事項

3 審議会は、必要があると認めたときは、前項各号の事項に関し市長に建議することができる。

（組織）

第 37 条 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって構成する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることがある。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（環境市民会議）

第 38 条 次に掲げる事項について市民等が主体的に協議する場として、環境市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

（1）環境の保全及び創造に関する施策を、市が市民等との協働の下に推進するための方策

（2）環境の保全及び創造に関する市民等の活動を効果的に推進するための方策

2 市長は、市民会議に対し、情報の提供その他の必要な支援を行わなければならない。

3 市長は、市民会議の協議の結果を施策に反映するように努めるものとする。

4 市民会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附則 省略

2 石狩市環境審議会での検討経過

(1) 検討経過

① 令和元年度第2回石狩市環境審議会

開催日：令和元年9月19日（木）

検討内容：第3次石狩市環境基本計画の策定について（諮問）

② 令和元年度第3回石狩市環境審議会

開催日：令和2年2月6日（木）

検討内容：第3次石狩市環境基本計画の策定について（継続審議）

③ 令和2年度第2回石狩市環境審議会

開催日：令和2年7月22日（水）

検討内容：第3次石狩市環境基本計画の策定について（継続審議）

④ 令和2年度第5回石狩市環境審議会

開催日：令和2年12月21日（月）

検討内容：第3次石狩市環境基本計画の策定について（継続審議）

⑤ 令和2年度第6回石狩市環境審議会

開催日：令和3年3月26日（金）

検討内容：第3次石狩市環境基本計画の策定について（答申）

(2) 石狩市環境審議会委員名簿

(敬称略)

		氏 名	専攻・所属等
1	学識経験者	菅澤 紀生	弁護士 すがさわ法律事務所
2		高橋 英明	道立総合研究機構 産業技術環境研究本部 エネルギー・環境・地質研究所 環境保全部 専門研究員
3		石井 一英	北海道大学大学院工学研究院 循環共生システム研究室 教授
4		藤井 賢彦	北海道大学大学院地球環境科学研究院 准教授
5		松島 肇	北海道大学大学院農学研究院 基盤研究部門 生物資源科学分野 花卉・緑地計画学研究室 講師
6		長谷川 理	NPO 法人 EnVision 環境保全事務所 研究員
7	関係団体	氏家 暁	石狩市農業協同組合 常務理事
8		荒閑 淳一	北石狩農業協同組合 常務理事
9		丹野 雅彦	石狩湾漁業協同組合 代表理事組合長
10		牧野 勉	石狩市連合町内会連絡協議会 会長
11		加藤 光治	石狩商工会議所 専務理事
12	市民公募	酒井 幸彦	
13		長原 徳治	

(任期：令和元年6月4日～令和3年6月3日)

(3) 諒問・答申

石環政第46号
令和元年9月19日

石狩市環境審議会

会長 菅澤 紀生 様

石狩市長 加藤 龍幸

第3次石狩市環境基本計画の策定について（諒問）

第3次石狩市環境基本計画を策定するに当たり、石狩市環境基本条例第10条第3項の規定に基づき、諒問します。

石環審第11号
令和3年3月26日

石狩市長 加藤 龍幸 様

石狩市環境審議会
会長 菅澤 紀生

第3次石狩市環境基本計画の策定について（答申）

令和元年9月19日付け石環政第46号で諒問のありました第3次石狩市環境基本計画の策定について、本審議会で慎重に審議を重ねた結果「第3次石狩市環境基本計画（案）」を妥当なものと認めましたので、下記のとおり意見を付して答申します。

記

1. 石狩市環境基本条例第3条に掲げる基本理念に基づき、目指す環境像である「地域の豊かな資源を活かし 未来へつなぐ 持続可能な共生都市 いしかり」の実現に努めること。
2. 計画の推進に当たり、市、事業者及び市民がそれぞれの立場から役割を認識するとともに、自主的・積極的に行動し、相互のパートナーシップの重要性を理解できるよう、本計画の趣旨と内容を広く周知すること。
3. 本計画の進行管理にあたっては、施策の進捗状況を明らかにするとともに、世界や国による新たな動きを捉え、必要に応じて計画を見直すこと。

3 「いしかり eco 未来会議」（市民会議）での検討経過

（1）参加者の選定方法・参加人数

選定方法：令和元年10月15日～11月15日に実施した市民・事業所意識アンケート調査において、無作為で抽出した市民1,200名及び事業所300社にアンケート用紙を配付した際、同時に参加者を募集。

参加人数：12名

（2）経過

① 第1回いしかり eco 未来会議 令和元年12月18日（水）

- eco講座：松島 肇氏による講座

「地球目線から石狩市の環境を考える～みどりを活かした持続可能で安全・安心な街を目指して～」

- ワークショップでの検討内容：

- ・「安心・安全」「自然共生」に関して石狩市の現状と課題
- ・それぞれのテーマに関して20年後の石狩市がどうなっているとよいか

② 第2回いしかり eco 未来会議 令和2年2月19日（水）

- eco講座：石井 一英氏による講座

「資源循環に係る世界目線の問題や先進事例・本市においても取り組めるような環境活動など」

- ワークショップでの検討内容：

- ・「低炭素」「循環資源」に関して石狩市の現状と課題、講師の話を聞いての感想、疑問等を共有
- ・それぞれのテーマに関して20年後の石狩市がどうなっているとよいか

③ 第3回いしかり eco 未来会議※ 令和2年7月31日（金）

- ワークショップでの検討内容：

- ・「目指す環境像」について入れるべきキーワードを考える
- ・「教育・パートナーシップ」の重要性を踏まえ、市民一人ひとりが普段行動として取り組めることや企業としてできる取り組み（環境行動プラン）を考える

④ 第4回いしかり eco 未来会議※ 令和2年10月2日（金）

- ワークショップでの検討内容：

- ・第3回目のいしかり eco 未来会議で出されなかった分野の環境行動プラン（案）の深堀り
- ・様々な取り組みの中でも積極的に取り組みたいことはなにか
- ・環境行動プランを市民や事業者に実行してもらうために必要な取り組みはなにか

※第3回・4回はeco講座は行わずワークショップのみの開催

4 パブリックコメント開催結果

(1) 開催概要

- 開催期間：令和2年12月24日（木）から令和3年1月25日（月）まで
- 意見提出者：11人
- 意見件数：40件
- 意見内容：

採用	意見に基づき原案を修正するもの	3件
一部採用	意見の一部に基づき原案を修正するもの	1件
不採用	意見を原案に反映しないもの	6件
記載済	既に原案に盛り込まれているもの	2件
参考	原案に盛り込めないが今後参考とするもの	3件
その他	ご質問・ご意見として伺うもの	25件

5 市民・事業者アンケート結果

(1) 調査概要

① 調査目的

市民及び事業者の環境に関する意識や市における環境の状況等を把握し、第2次石狩市環境基本計画の点検・評価と、今後の環境施策の方向性の検討等に活用することを目的に実施。

② 調査対象

市民アンケートは、住民基本台帳の中から石狩市在住の1,200名を対象とし、事業所アンケートは、石狩商工会議所又は石狩北商工会の会員事業所の中から、300事業所を対象とした。

③ 調査方法

調査方法は、郵送配付、郵送回収

④ 調査期間

調査期間は、令和元年10月15日（火）から11月15日（金）

⑤ 回収結果

項目	市民アンケート	事業所アンケート
回収数	294通	72通
回収率	24.5%	24.0%

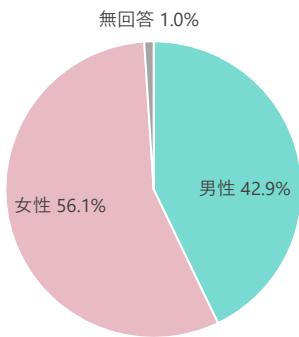
⑥ 調査結果の見方

- ・設問タイトル横に「N=数字」と記載していますが、N=数字：回答者数を示しています。
- ・集計表は四捨五入かつ複数回答可能である設問においては、設問に対する回答者数を基数として算出しているため、回答比率の合計が「100.0%」にならないものがあります。
- ・設問及び図表内の選択肢表記は、場合によっては語句を短縮・簡略化しています。

(2) 調査結果【市民向け】

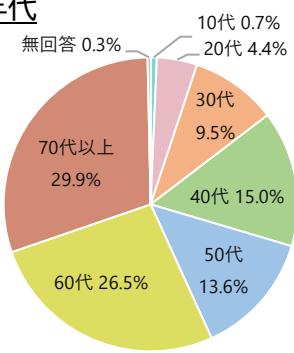
① 回答者の属性について

● ア 性別

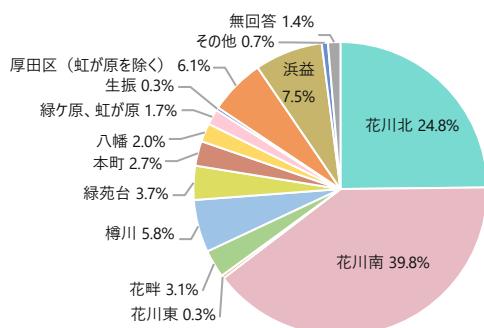


N=294

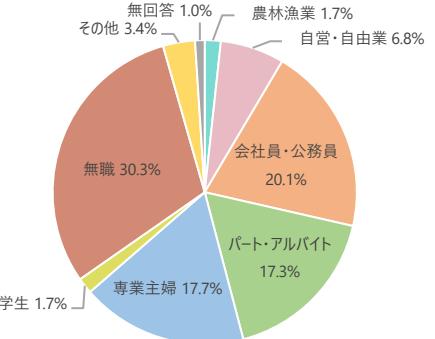
● イ 年代



● ウ 居住地区



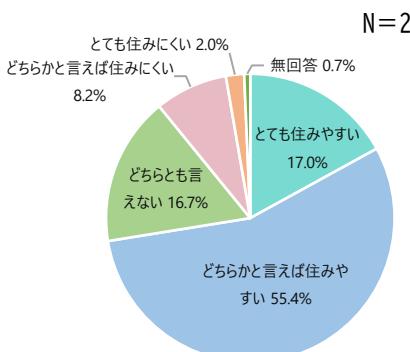
● エ 職業



② 居住地の環境等について

● ア 住みやすさについて

あなたがお住いの地域の住みやすさはいかがですか。（単数回答）
「どちらかといえば住みにくい」、「とても住みにくい」を選んだ方のみ、その理由をご記入ください。



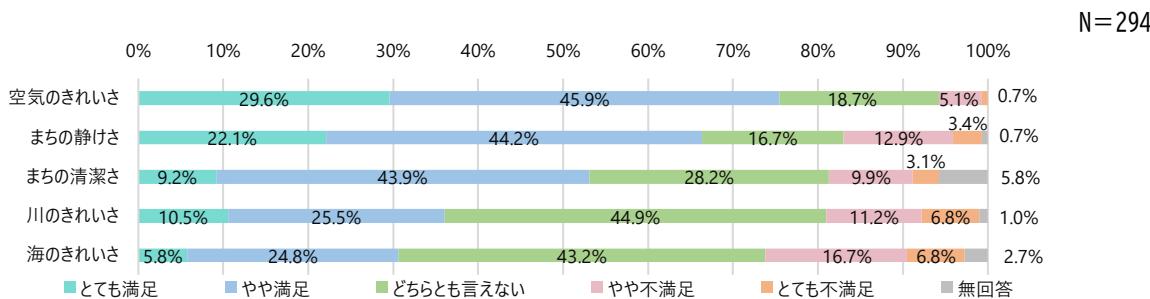
N=294

〈理由（自由記述意見分類）〉

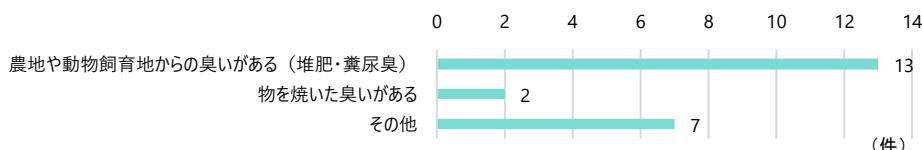


● イ～カ 空気・川・海のきれいさ、まちの静けさ・清潔さについて

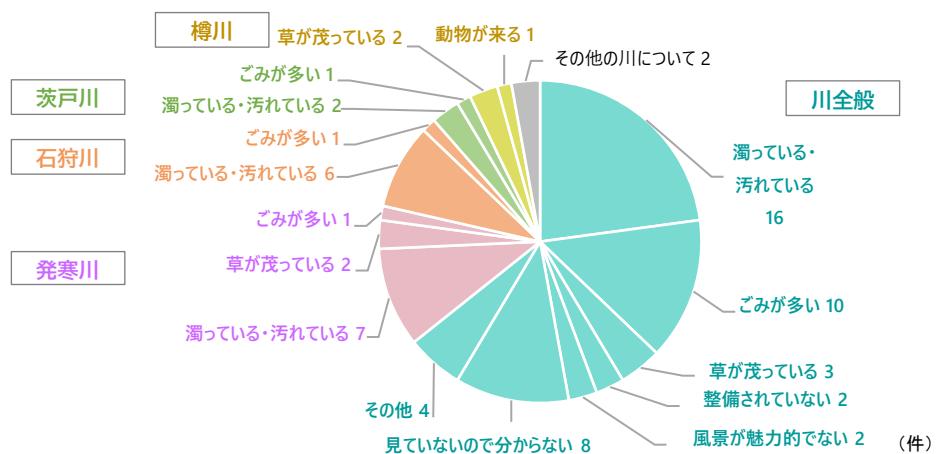
あなたは、空気・川・海のきれいさ、まちの静けさ・清潔さに満足していますか。(単数回答)
「やや不満足」、「とても不満足」を選んだ方のみ、その理由を具体的にご記入ください。



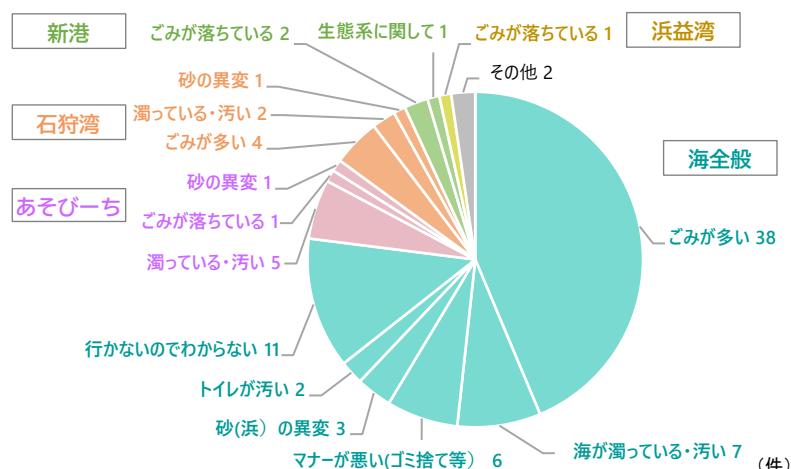
● イ 空気のきれいさについて〈理由（自由記述意見分類）〉



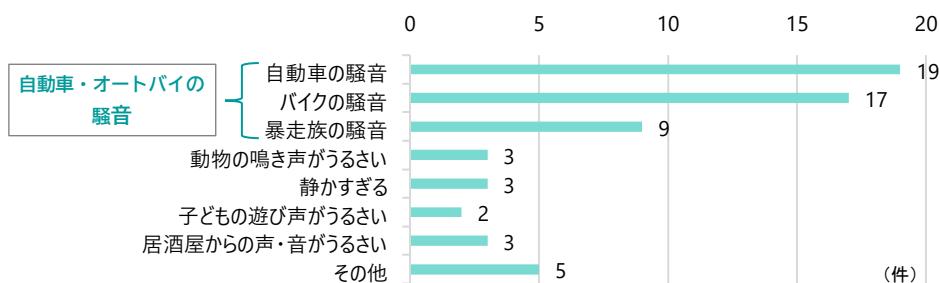
● ウ 川（辺）のきれいさについて〈理由（自由記述意見分類）〉



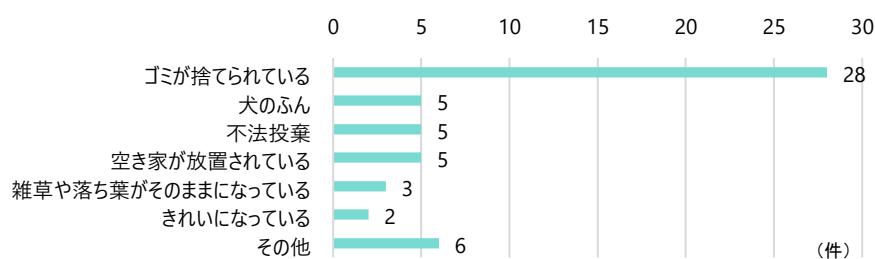
● エ 海（辺）のきれいさについて〈理由（自由記述意見分類）〉



● オ まちの静けさについて 〈理由（自由記述意見分類）〉

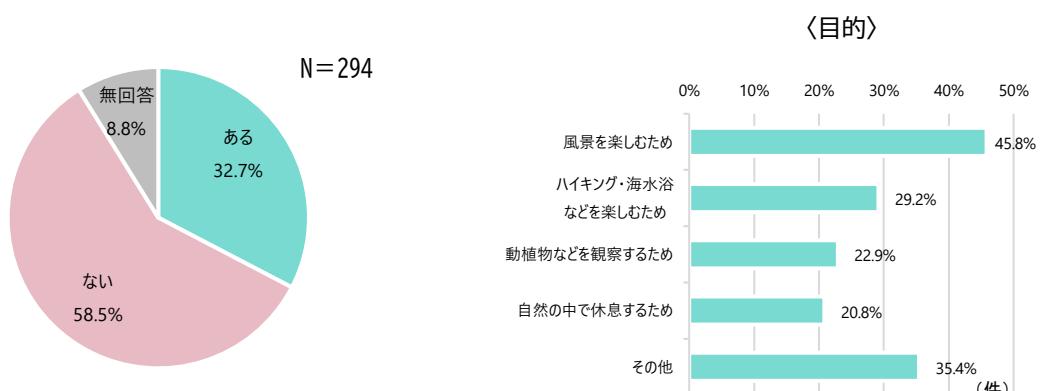


● カ まちの清潔さ（美観）について 〈理由（自由記述意見分類）〉



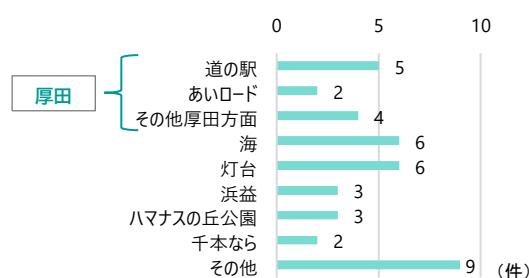
● キ 石狩市内の自然でのレクリエーションについて

あなたは、過去1年の間にレクリエーションなどで、石狩市内の海、川、水辺、森など自然の多いところへ出かけたことがありますか。（単数回答）
「ある」を選んだ方はその目的で当てはまる番号に○をつけ具体的な場所をご記入下さい。（複数回答可）



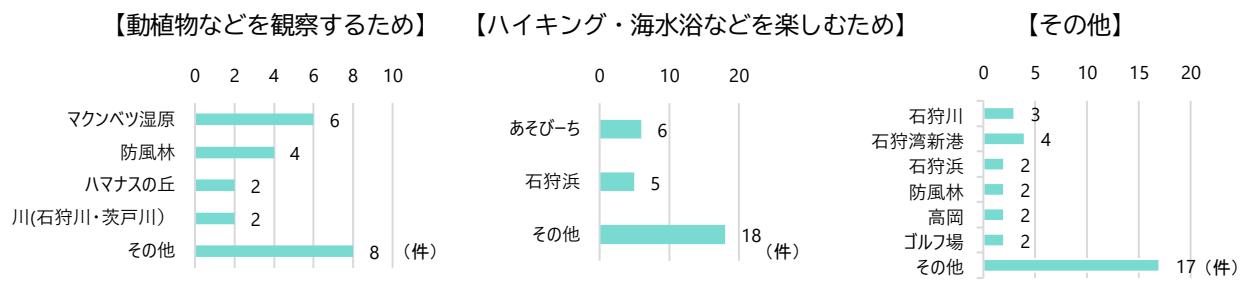
〈具体的な場所（自由記述）〉

【風景をたのしむため】



【自然の中で休息するため】

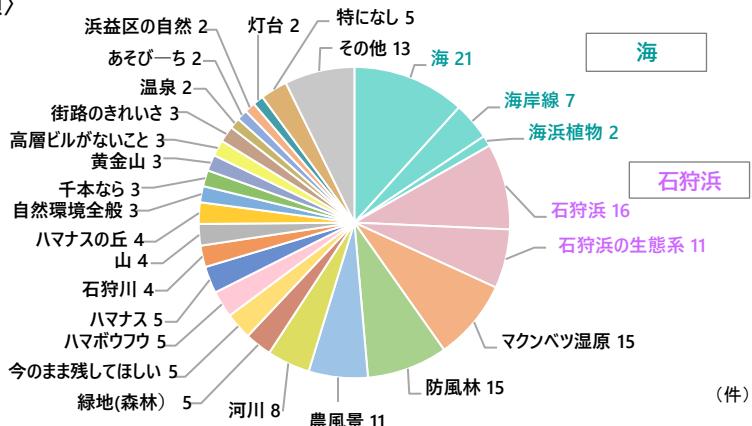




● ク 次世代に残したい・守りたい石狩市の自然環境について

あなたが次世代に残していきたい・守っていきたいと考える石狩市の自然環境は何ですか。(自由記述)

〈自由記述意見分類〉

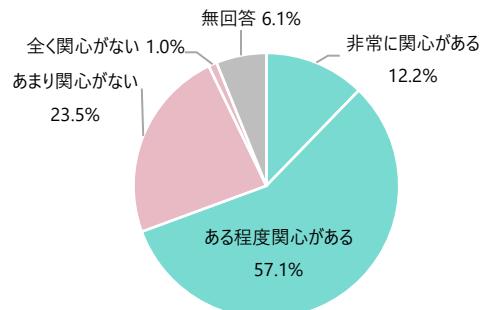


③ 環境保全への取組等について

● ア エネルギー問題への関心について

あなたは、エネルギー問題について、どの程度関心がありますか。(単数回答)

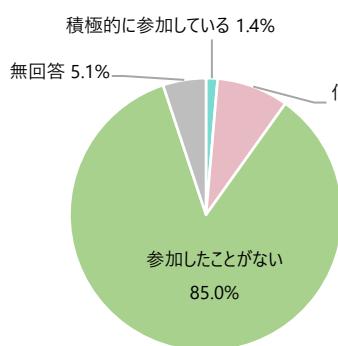
N=294



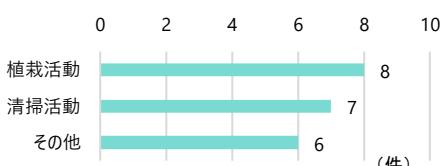
● イ 地域活動への参加について

あなたは、環境講座、自然観察会や緑化活動などの地域活動に参加していますか。(単数回答)

「積極的に参加している」、「何度か参加したことがある」に○を付けた方はこれまで参加した・今後参加したいと思う地域活動についてご記入ください。



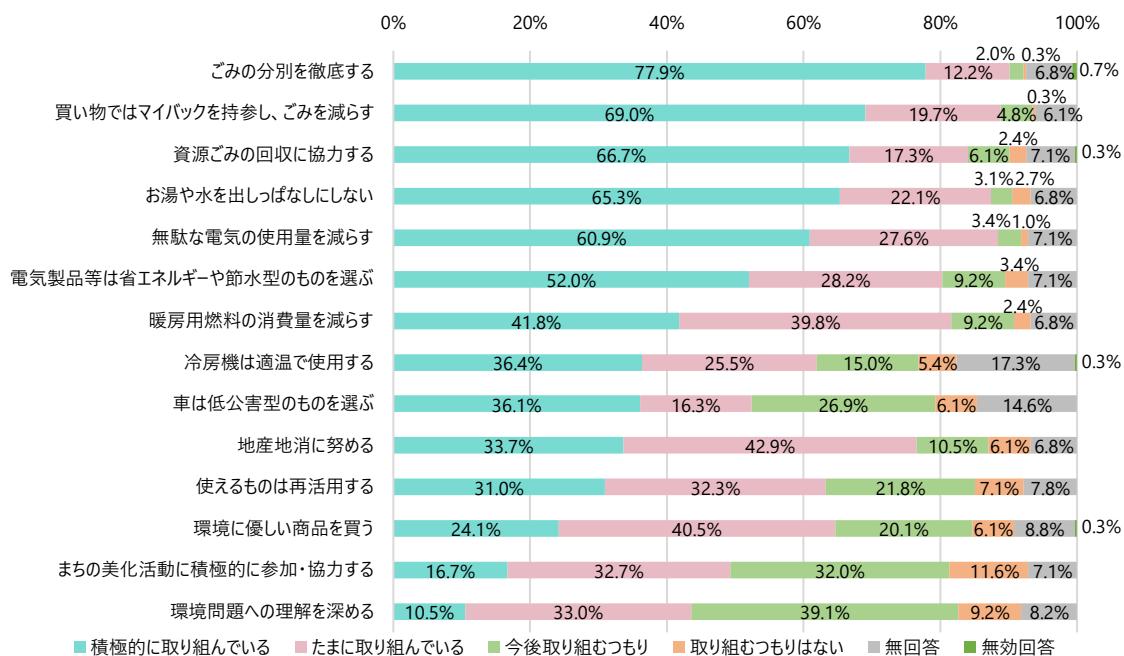
〈参加した・参加したい地域活動(自由記述意見分類)〉



● ウ 日ごろの環境保全に関する取り組み状況について

N=294

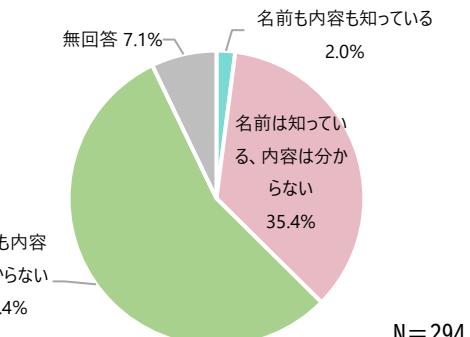
あなたの日頃の環境保全に関する取り組み状況について活動項目ごとに、当てはまるものをお選びください。(単数回答)



④ 石狩市の環境施策・取組について

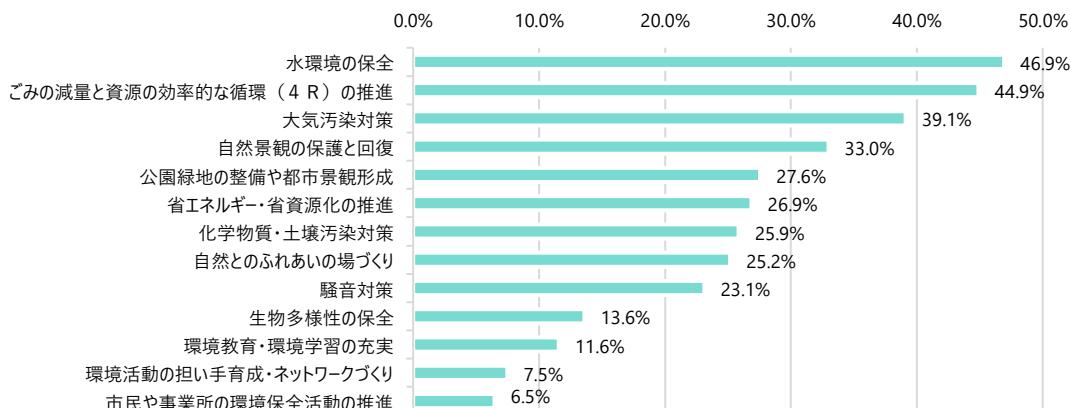
● ア 石狩市環境基本計画を認知しているか

あなたは、この計画を知っていますか。(単数回答)



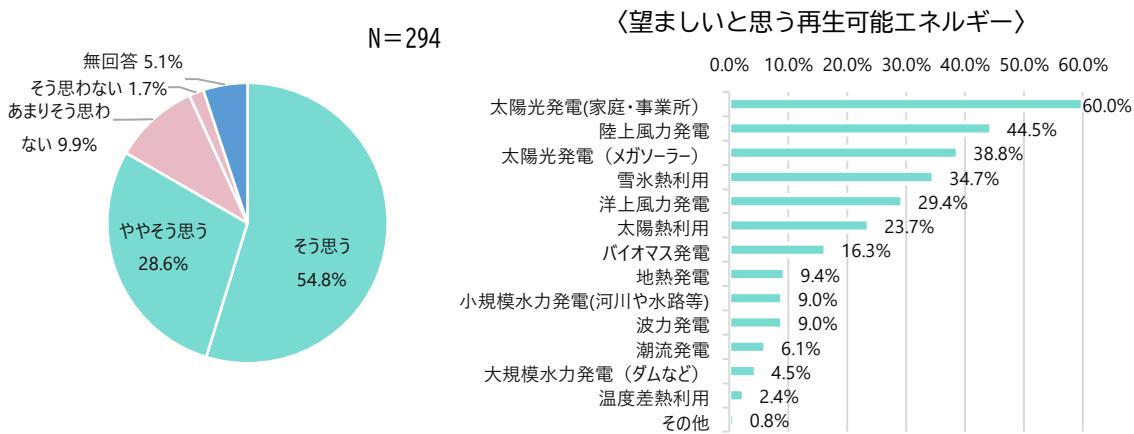
● イ 回答者が優先して取り組む石狩市の環境保全について

石狩市の環境保全に関する取組について、あなたが優先して取り組むことを希望する項目に○をつけてください。(複数回答可)



● ウ 石狩市内の再生可能エネルギー事業の推進について

あなたは、石狩市で再生可能エネルギー事業を推進することは大切だと思いますか。（単数回答）
 「そう思う」「ややそう思う」を選んだ方のみ、今後、石狩市で取り入れていく再生可能エネルギーとして、あなたが望ましいと思うものに○をつけてください。（複数回答可）



● イ 石狩市の環境状況や取り組みへの意見

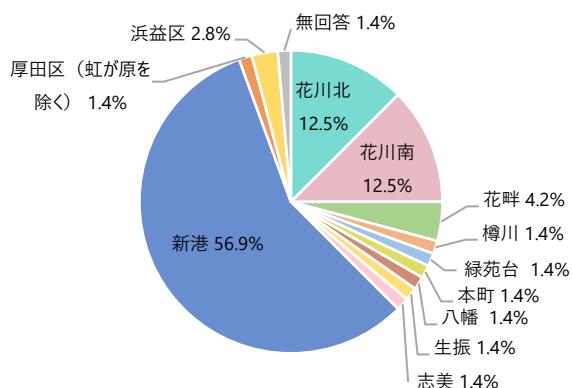
【自由記述】石狩市の環境の状況やそれに対する石狩市の取り組みについて、ご意見などがございましたら、ご自由にご記入ください。

No	分類	件数
1	再生可能エネルギー・発電について ・広い土地や海を活用して、再生可能エネルギー事業を推進してほしい。 ・風力発電等エネルギー事業の人体への影響対策。 など	20
2	ごみについて ・ごみ減量の対策や道路除雪の徹底をしてほしい。 ・不法投棄が多い。 など	11
3	市の取り組みについて ・石狩市の取組の概要よく分からないので、広報資料があればいい。 ・石狩市がどの様な計画を持っているのか、まず勉強したい。 など	15
4	暮らしやすいまちについて ・ずっと石狩に住んでいるが、とても住みやすさを感じている。 ・いつの時代でも住みよい環境づくりは住民一人ひとりの心がけだと思っている。	6
5	自然環境について ・野幌の森林公園のように、自然との触れ合いの場があると良い。 ・石狩といえば海、海岸、港の整備 釣り公園などを作ってほしい。 など	6
6	交通について ・今後、老人にやさしい街づくりを目指してほしい。 ・信号機の整理をしてほしい。 など	5
7	防災について ・今は水害が多く、水害や地震にも対応した避難所をつくってはいかが。など	4
8	公園について ・公園等の整備にもう少し目を向けてほしい。 など	3
9	商業施設について ・花川北も商店があってもいいと思う。 など	2
10	水道について ・石狩市の水に対するイメージは、あまり良くない。 など	2
11	アンケートについて ・このアンケートのおかげで少し振り返りができた。 など	6

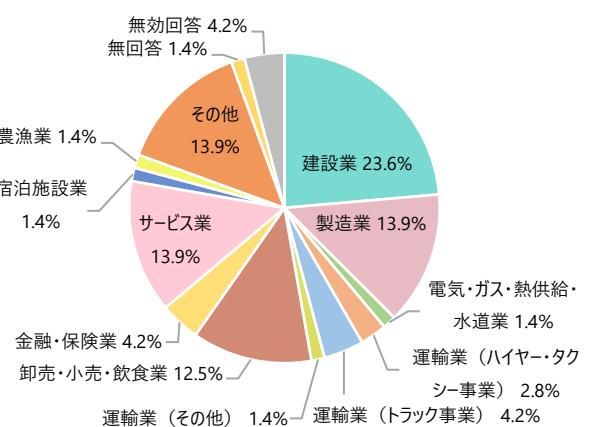
(3) 調査結果【事業者向け】

① 事業者の属性について

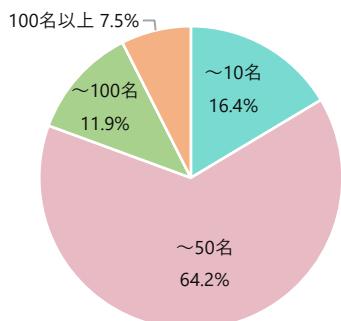
● ア 所在地



● イ 業種



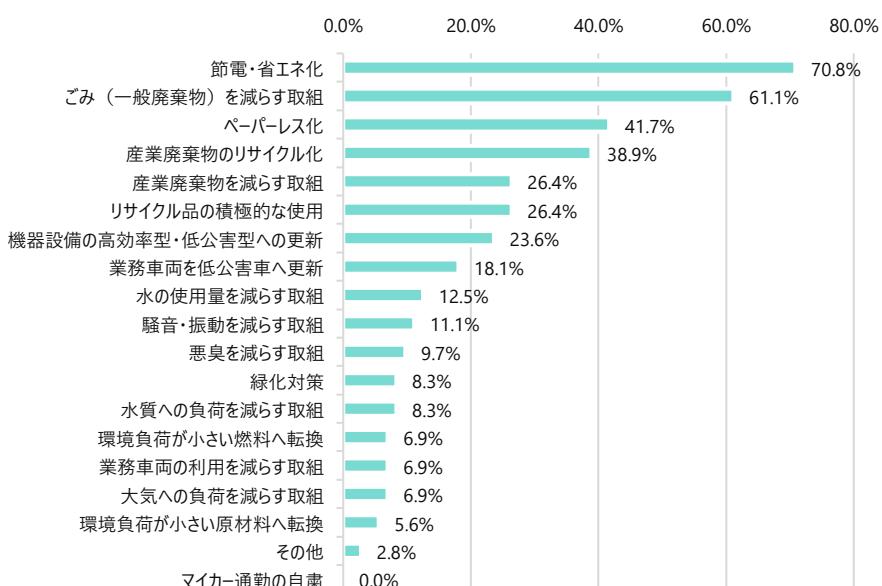
● ウ 従業員数



② 事業所の環境保全への取組等について

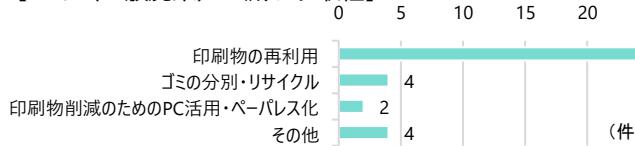
● ア 環境への負担軽減に関する取組について

貴事業所で環境への負荷を低減するために実施している項目を選び○をつけてください（複数回答可）
○をつけた項目のうち、主要な3項目の番号を記入し、削減方法等を具体的にご記入ください。（自由記述）

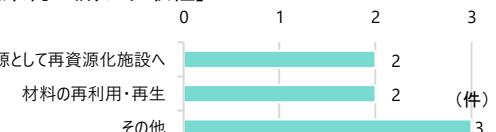


〈具体的な削減方法（自由記述意見分類）〉※回答があつたもののみ掲載

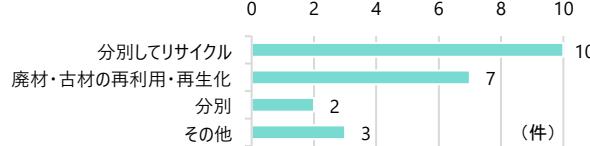
【ごみ（一般廃棄）を減らす取組】



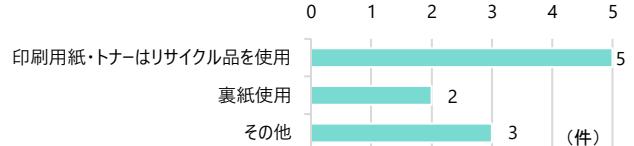
【産業廃棄物を減らす取組】



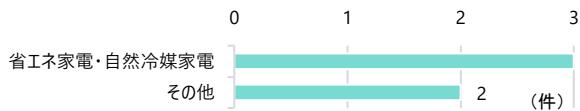
【産業廃棄物のリサイクル化】



【リサイクル品の積極的な使用】



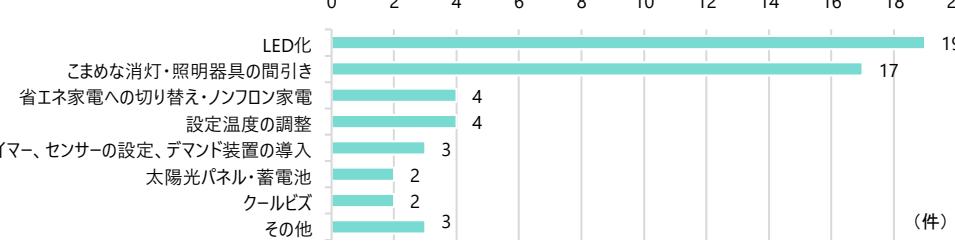
【機器設備の高効率型・低公害型への更新】



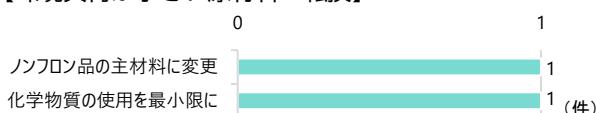
【環境負荷が小さい燃料への転換】



【節電・省エネ化】



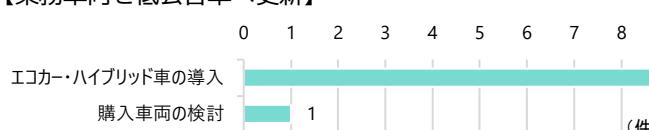
【環境負荷が小さい原材料へ転換】



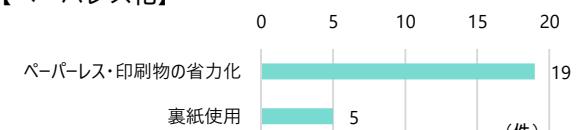
【業務車両の利用を減らす取組】



【業務車両を低公害車へ更新】



【ペーパレス化】



【大気への負担を減らす取組】



【水の使用量を減らす取組】



【その他】



【緑化対策】

・花壇などへの植栽 2件

【水質への負担を減らす取組】

・適切な汚染処理 2件

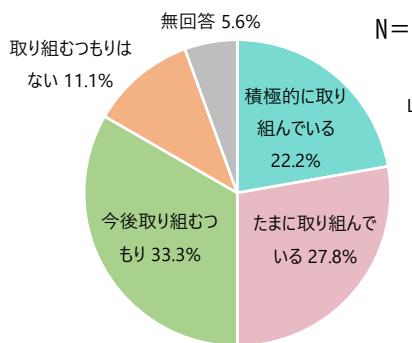
【悪臭を減らす取組】

・機械の排気対策 1件

● イ 環境教育・環境活動への取組について

環境問題に関する研修の実施、環境保全に係る地域活動への参加など、環境教育・環境活動に取り組んでいますか。(単数回答)

取り組んでいる内容、又は今後取り組む予定の内容を具体的にご記入ください。



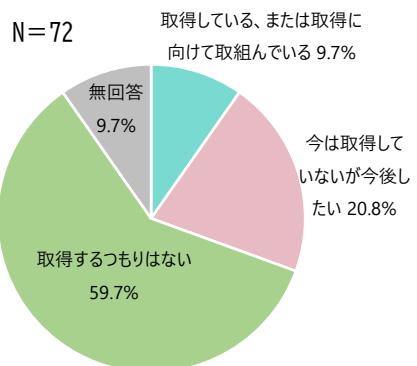
〈取り組んでいる、今後取り組む予定(自由記述意見分類)〉



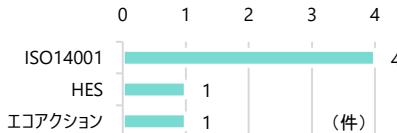
● ウ 環境マネジメントシステムの認証について

環境マネジメントシステムの認証を取得していますか。
(単数回答)

- ・取得している、取得に向けて取り組んでいるシステムの名称を選び、取り組むうえでの問題・課題点をご記入ください。
- ・取得していないが今後取り組みたいシステムの名称を選び、取得するうえでの問題・課題点をご記入ください。
- ・取得するつもりはない場合、取得しない理由をご記入ください。



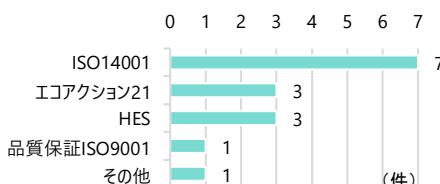
〈取得している・取得に向けて取り組んでいるシステムの名称・取り組むうえでの問題点(自由記述)〉



ISO14001に対する意見

- ・日常業務で行っている業務で ISO を取得するように心がける。
- ・維持していくうえでスパイラルアップをどうするのか。
- ・長期運営に伴うマンネリ感がある。

〈今は取得していないが今後したいシステムの名称・取り組むうえでの問題点(自由記述)〉



ISO14001に対する意見

- ・取得後に継続的に取り組んでいくことができるのかが不安。
 - ・時間がない。(回答数2件)
 - ・人員不足。
- など

HESに対する意見

- ・人員不足。
- ・取り組み方法がわからない。
- ・時間的問題がある。

品質保証ISO9001に対する意見

- ・時間的問題がある。
- など

エコアクション21に対する意見

- ・費用が問題・課題点。
 - ・時間的問題がある。
- など

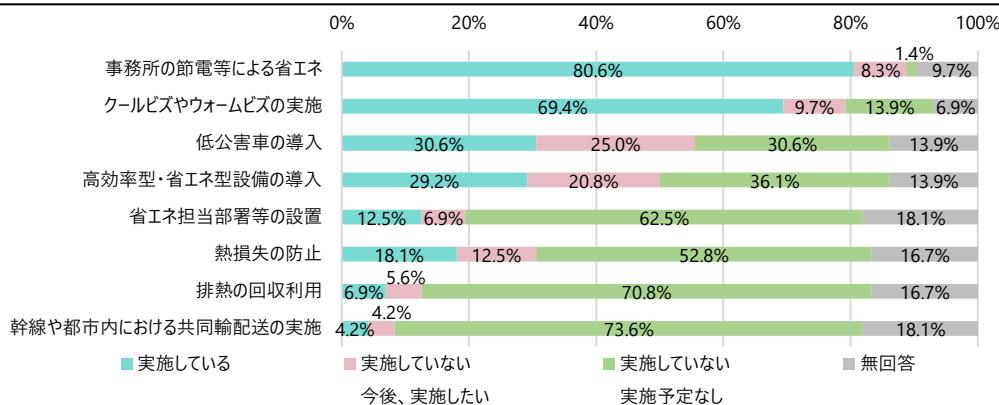
〈取得しない理由(自由記述意見分類)〉



● Ⅰ 取り組んでいる省エネルギーの取組について

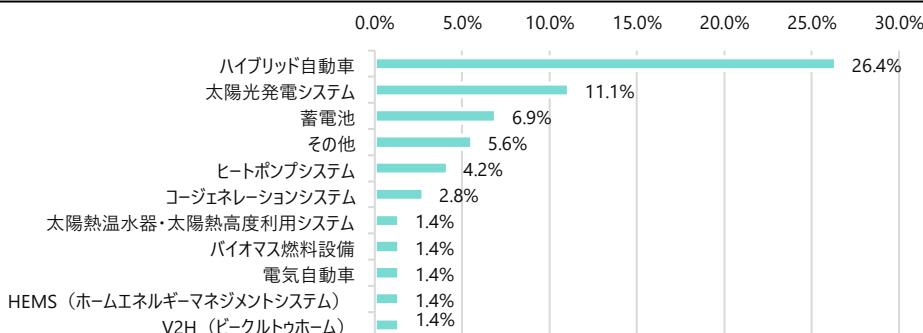
N=72

貴事業所で取り組んでいる省エネルギーの取組等について手法ごとに選択してください。(単数回答)



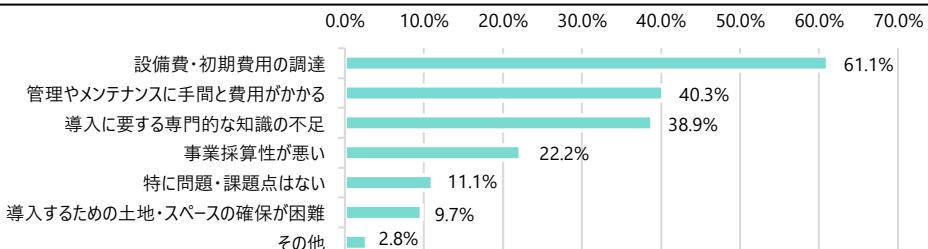
● Ⅱ 導入している再生可能・省エネルギー設備について

再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備において、貴事業所で導入しているものを選択してください。(複数回答可)



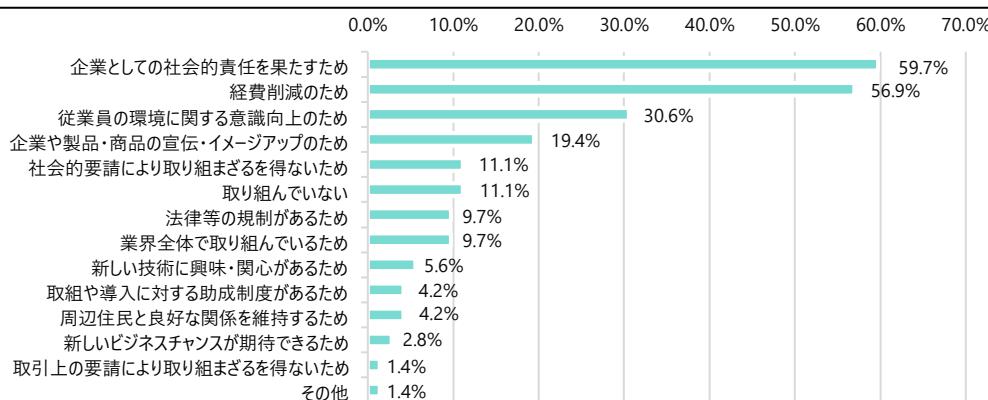
● Ⅲ 再生可能・省エネルギー設備の導入における問題・課題点

貴事業所で、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備を導入するうえで、どんな問題・課題点がありますか。(複数回答可)



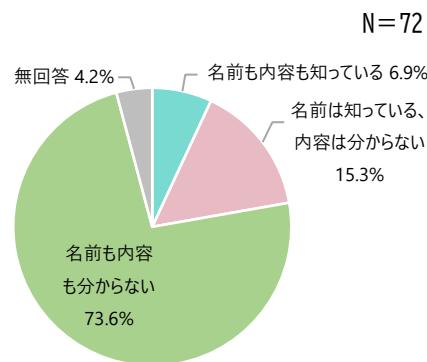
● Ⅳ 再生可能エネルギー活用・省エネルギーの取組等で環境負荷低減を図る理由

貴事業所で、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備を導入するうえで、どんな問題・課題点がありますか。(複数回答可)



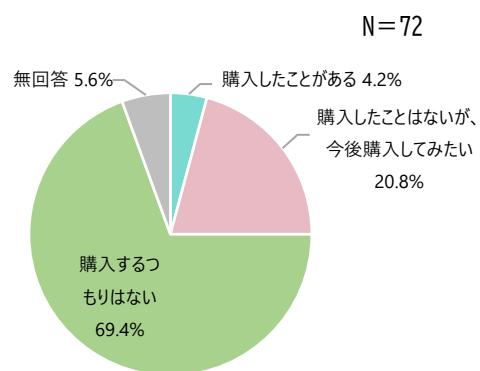
● ク いしかり J-VER を認知しているか

貴事業所では、いしかり J-VER をご存知ですか。
(単数回答)



● ケ いしかり J-VER の購入意欲について

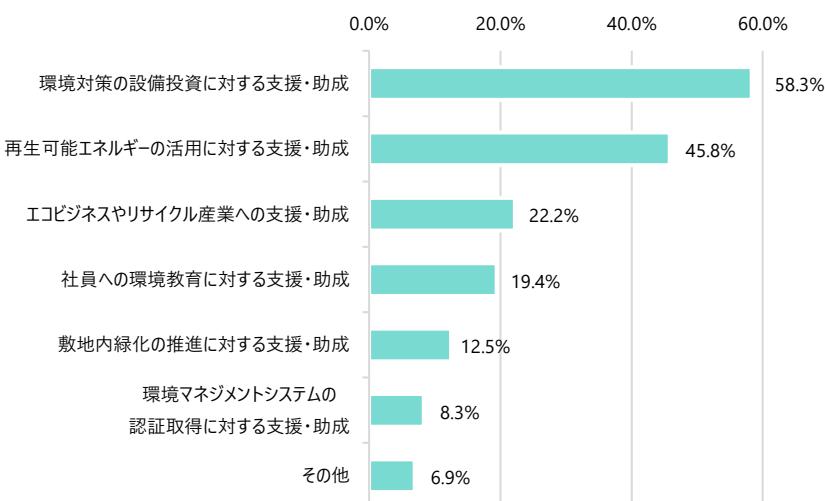
いしかり J-VER の購入意欲について、
貴事業所が当てはまるものお選びください。
(単数回答)



③ 石狩市の環境施策・取組について

● ア 環境対策に関する企業への支援・助成について

環境対策に関する企業への支援・助成について、貴事業所が、石狩市が優先して取り組むべきだと思う項目をお選びください。(複数回答可)



● イ 石狩市の環境状況や取り組みへの意見

- 環境問題は一市町村の問題ではなく、国家単位で取り組まなければならない。弊社も省エネはコストダウンに直接かかわることとして受け止めている。
- 枝、葉、草等の処理を無償化してほしい。
- 元々緑豊かな土地ではあるが、メンテナンスや手入れが全く出来ておらず、有効活用されていない。
- 市外から金属工業団地への公共交通の不便を解消してほしい。
- 石狩市の特徴である風車を含めた景観整備（公園等）と観光の資源化、環境への取組と教育の充実を望む。また、電力備蓄への財政的支援と具体的な計画、環境先進施策と都市バックアップ機能に強化したモデル地域としての構想策定と、実現へのロードマップ作りを行いたい。

6 各種環境基準

(1) 環境基準について

環境基準は人の健康などを維持するための最低限度として設定されたものではなく、健康の保護や生活環境の保全に向け、より積極的に「維持されることが望ましい基準」であり、その確保を図るための行政上の政策目標です。施策の実施において、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目指していくのかを、目標として定められています。

また、これは、科学的知見を基礎として定められ、常に新しい科学的知見の収集のもと、適切な科学的判断が加えられていくべきとされています。

(2) 各種基準

① 環境基準

ア 大気汚染に係る環境基準

■大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準 環境上の条件	環境基準達成状況の判断	
		短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること。	日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
浮遊粒子物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。		日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。
光化学オキシダント(OX)	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間(5時~20時)の1時間値で評価し、これが0.06ppm以下であること。	

(備考)

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることならないよう努めるものとする。

4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

■有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

(備考)

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

■ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境基準
	環境上の条件
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

(備考)

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

■微粒子状物質に係る環境基準

物質	環境基準
	環境上の条件
微小粒子状物質（PM2.5）	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

(備考)

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 2 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

イ 騒音に係る環境基準

■一般地域

地域の類型	基準値	
	昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～翌日午前6時）
A A	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(備考)

- 1 A Aに該当する地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域。
- 2 Aに該当する地域は、専ら住居の用に供される地域。
- 3 Bに該当する地域は、主として住居の用に供される地域。
- 4 Cに該当する地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域。

■道路に面する地域

地域の類型	基準値	
	昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～翌日午前6時）
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

(備考)

車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する車道部分。

■幹線道路を担う道路に近接する地域

基準値	
昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～翌日午前6時）
70 デシベル以下	65 デシベル以下

(備考)

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる時は、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。

ウ 水質汚濁に係る環境基準

■人の健康の保護に関する環境基準および地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	
	人の健康の保護に関する環境基準	地下水の水質汚濁に係る環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下	
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/L 以下	
六価クロム	0.05mg/L 以下	
砒素	0.01mg/L 以下	
総水銀	0.01mg/L 以下	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下
四塩化炭素		0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン		0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン		0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	—
1,2-ジクロロエチレン	—	0.04mg/L 以下
1,4-ジオキサン		0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン		1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン		0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン		0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン		0.002mg/L 以下
チウラム		0.006mg/L 以下
シマジン		0.003mg/L 以下
チオベンカルブ		0.02mg/L 以下
ベンゼン		0.01mg/L 以下
セレン		0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10mg/L 以下
ふつ素	0.8mg/L 以下	10mg/L 以下
ほう素		1mg/L 以下
クロロエチレン(塩化ビニル・塩化ビニルモノマー)	—	0.002mg/L 以下

■河川の生活環境の保全に関する環境基準

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素欲求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級、水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

(備考)

1 基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2 利用目的の適応性に掲げる用語の解説

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等により通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等により高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

【市内の主な河川の類型指定】

河川名	類型
石狩川（雨竜川合流地点より下流）	B
茨戸川	B

■湖沼の生活環境の保全に関する環境基準

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素欲求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2、3級、水産2級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級、工業用水2級農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—

C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみの浮遊 が認められ ないこと	2mg/L以上	—
---	-------------	----------------	---------	------------------------	---------	---

(備考)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

(備考)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

■海域の生活環境の保全に関する環境基準

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以下	1,000MPN/100mL以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以下	—	検出されないこと
C	環境保全	7.8以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以下	—	—

(備考)

- 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下。
- 2 利用目的の適応性に掲げる用語の解説
自然環境保全：自然探勝等の環境保全
水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるものの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるものの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるものの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

(備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずる恐れがある海域について行うものとする。

3 利用目的の適応性に掲げる用語の解説

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

【石狩湾の類型指定】

海域	範囲	類型
石狩海域	石狩湾新港港湾区域のうち、防波堤の外の港外	A
	石狩湾新港港湾区域のうち、掘込水路を除く港内	B
	掘込水路	C

工 土壌環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤1kgにつき15mg未満であること
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る。）において、土壤1kgにつき125mg未満であること
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること

チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
ふつ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること

オ ダイオキシン類

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/l以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壤	1,000pg-TEQ/g以下

7 持続可能な開発目標（SDGs）のゴールと5つの分野との関係

目指す姿（長期的な目標） 5つの分野	3 すべての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	6 穀物をめぐるトレイル を世界中に	7 エネルギーをみんなで そしてクリーンに	9 生産と技術革新の 基盤をつくりうる	11 住み続けられる まちづくり	12 つくる責任 つかう責任	13 生態変動に 適応的な政策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 稲や木をまも りよう	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
	健康/ 福祉	教育	水	エネルギー	産業/ 技術革新	まち づくり	生産/ 消費責任	気候 変動	海洋 資源	陸域 生態系	パートナ- シップ
「安心・安全」 健康で快適な暮らしの実現											
① 生活環境の保全	●		●			●	●				●
② 都市環境の形成			●				●	●			●
「生物多様性」 豊かな自然、多様な生物との共生											
① 生物多様性の保全			●						●	●	●
② 自然との共生						●	●				●
「資源循環」 循環型社会の形成											
① ごみの減量						●	●		●		●
② 廃棄物適正処理						●	●				
③ バイオマスの利活用				●					●	●	
「脱炭素」 持続可能な社会の構築											
① 地球温暖化対策				●	●	●	●	●	●	●	●
② 再生可能エネルギーの地域利活用				●	●	●	●	●	●	●	●
③ 地球環境保全対策						●	●				●
「教育・パートナーシップ」 環境行動の輪が広がるまちづくり											
① 環境教育の推進、環境意識の向上		●				●	●	●			●
② 様々な主体との連携・協働						●	●	●			●

第3次石狩市環境基本計画

発行 令和3（2021）年3月

石狩市 環境市民部環境政策課

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

協力 株式会社KITA BABA

